

## 一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 費用弁償に関する定め

### (目的)

第1条 本会活動の充実・強化と円滑な運営に資するため、本会役員等の費用弁償について、その内容を明らかにすることを目的とする。

### (弁償対象)

第2条 弁償の対象は、本会用務にかかる旅費、宿泊費及び参加費とし、理事・委員等は全て同一基準（次表）により弁償する。（旅費については、施設所在地の最寄駅から会議等開催地までの鉄道運賃（往復旅客運賃及び特別急行料金）を弁償する。）

ただし、主催者等から費用弁償がなされるものについては、原則として弁償しない。

なお、旅費及び宿泊費の定めがない場合は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の旅費規程に定める額を弁償する。

用務	旅費	宿泊費	参加費	備考
会議	実費	実費	実費	
研修会	実費	実費	実費	
連絡調整	実費	実費	—	
施設開所式等	実費	—	—	祝い金は1万円とする。

### (弁償方法)

第3条 原則として銀行振込により弁償する。

なお、上記によりがたいときは、現金で本人に支給する。

### 附 則

- 1 この定めは、平成13年 4月 1日から施行する。
- 2 平成23年 4月19日 一部改正
- 3 平成29年 4月3日 一般社団法人への移行に伴い一部改正

## 費用弁償を行う会議等

### 【全国・関東ブロックの会議等】

- 1 関東ブロック研究総会（座長、助言者、意見発表者、県老協代表者）
- 2 関東ブロック連絡会議等
- 3 全国老人福祉施設大会（発表者）
- 4 全国老人福祉施設研究会議（発表者）
- 5 全国地域包括・在宅介護支援センター研修会（発表者）
- 6 関東ブロック、全国老協のその他会議等への出席依頼に対応する場合

### 【その他】

- 1 県を代表する講師養成等研修への派遣
- 2 他団体からの出席依頼による総会・式典等への出席